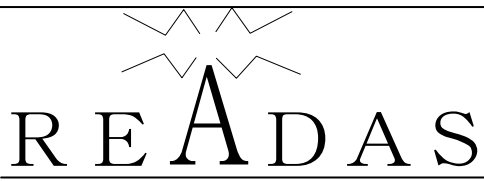


第 5910 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月 7日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 確定申告が間違っていた場合

**Q**：確定申告を済ませましたが、間違っていたことに気が付きました。どのようにしたらいいですか？

**A**：ケースによって、次のような手続きをします。

### 【解説】

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気が付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

#### ①税額を多く申告していたとき

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」という手続きをして正しい税額への訂正を求めることができます。そして、請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額され、納めすぎた税額は還付されます。更正の請求は、各年分の法定申告期限（通常は、各年の翌年3月15日）から5年以内となっています。

#### ②税額を少なく申告していたとき

税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正します。修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成29年分の所得税及び復興特別所得税は平成30年3月15日、消費税及び地方消費税は平成30年4月2日）の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付しましょう。

